

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 8 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

規則第 22 号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成 28 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 38 年」を「令和 18 年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。